

関係業者の皆様へ

かねてより本学契約等関係業務につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

物品購入等契約に係る支払期日については、一月の取引分（当月納品等給付完了分）について適法な請求書を指定日までに受理した場合、翌月25日までに支払うこととしております。

支払日は下記のとおりです。

つきましては、前月末までのお取引分（納品等の給付の完了済分）について当月払いをご希望の業者様におかれましては、代金の請求に必要な関係書類等を下記「契約係提出期限」までに、契約係までご提出くださいますようお願いいたします。

記

年月	支払日	契約係提出期限
平成30年4月	平成30年4月25日	平成30年4月16日
平成30年5月	平成30年5月25日	平成30年5月16日
平成30年6月	平成30年6月25日	平成30年6月15日
平成30年7月	平成30年7月25日	平成30年7月13日
平成30年8月	平成30年8月24日	平成30年8月16日
平成30年9月	平成30年9月25日	平成30年9月14日
平成30年10月	平成30年10月25日	平成30年10月16日
平成30年11月	平成30年11月22日	平成30年11月13日
平成30年12月	平成30年12月25日	平成30年12月14日
平成31年1月	平成31年1月25日	平成31年1月16日
平成31年2月	平成31年2月25日	平成31年2月15日
平成31年3月	平成31年3月25日	平成31年3月15日

平成30年2月9日

国立大学法人鹿屋体育大学
財務課契約係長 吉迫勇次